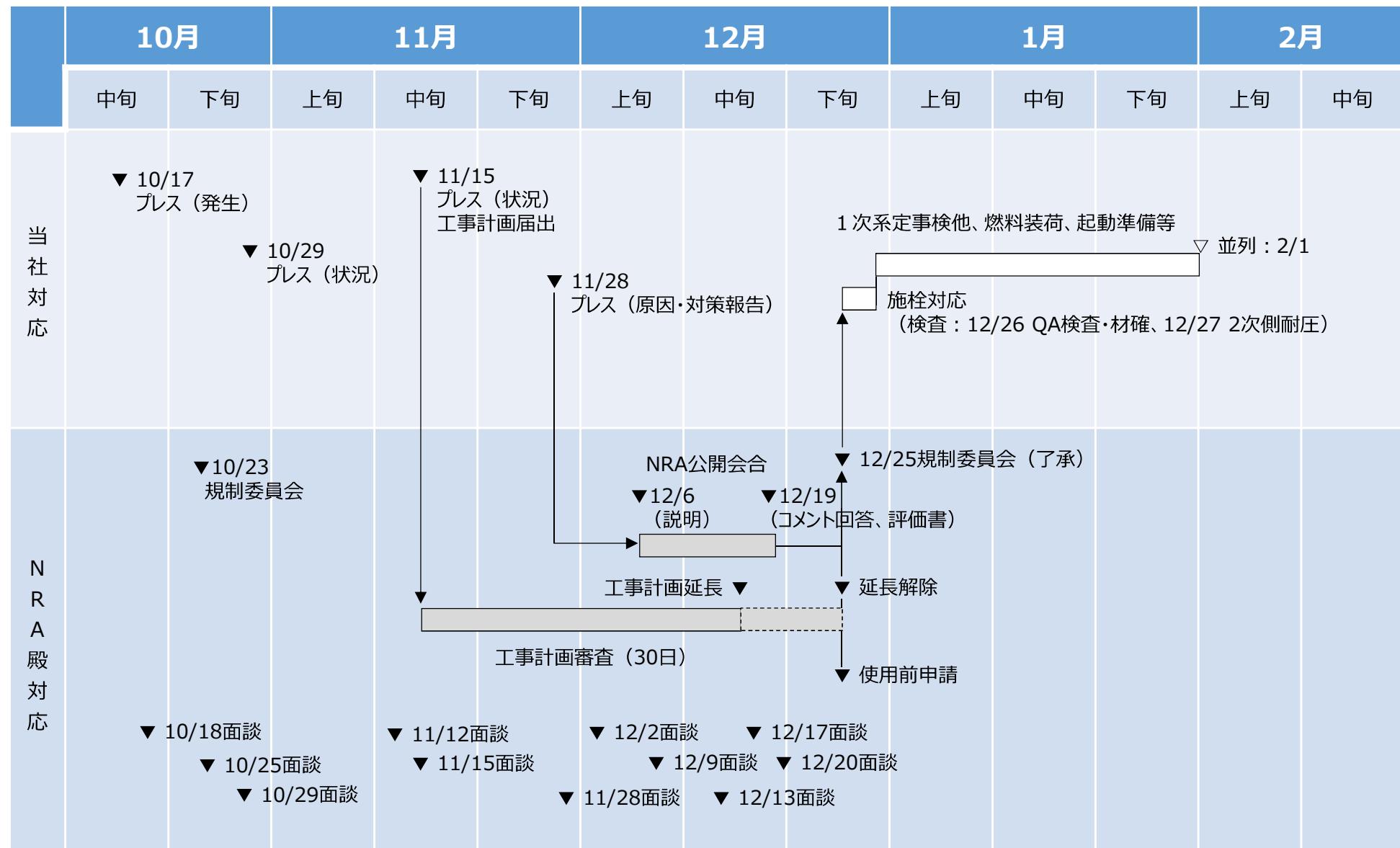


高浜4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷に関する対応について



1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜1, 2, 3, 4号炉設置変更（津波警報が発表されない可能性のある津波への対策））【5】」
2. 日時：令和元年12月24日 13時30分～15時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室
4. 出席
原子力規制庁：
(新基準適合性審査チーム)
小山田安全規制調整官、岩田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、永井主任安全審査官、藤原主任安全審査官、寺野安全審査官、府川審査チーム員、杉原技術参与

関西電力株式会社：
土木建築室 地震津波評価グループ チーフマネジャー 他19名

5. 要旨
 - (1) 関西電力から、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請（津波警報が発表されない可能性のある津波への対策）について、本日の提出資料に基づき説明があった。
 - (2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行ったが、十分な事実確認ができなかつたことから、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

- 基準津波3、4の選定におけるモデルの違いによる影響について、既往ヒアリング資料を整理することで説明を加えること。
- 津波防護対策の設計に該当する運用に関連した設備及び手順について全体像を示した上で、5条、12条及び26条に該当する箇所の申請書への反映方針を説明すること。
- 判断基準の網羅性という観点で整理が進められているが、参考資料で提示されている検討内容が本資料には記載されていない。検討内容について網羅的に、かつ、的確に資料を整理して説明すること。
- 基準津波2（津波の第1波の検知が遅れるため、第1波がサイトへ遡上する前にゲート閉止が間に合わないケース）の対策と比較する形で、今回の対策を選択した理由を説明すること。なお、理由の説明には、ゲート閉止の自動化手順の要否及び対策のメリットとデメリットについても含めること。
- 敷地外における津波検知対応について、その情報の活用方法、位置付け等も考慮して説明すること。
- 津波警報が発表されない可能性のある津波への対策について、長期間で対応可能なものの、短期間で対応可能なものを区別した上で、対策の全体像を説明すること。

- (3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料 :

- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請【津波警報が発表されない可能性がある津波への対応】説明スケジュール（案）
- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 コメント整理表【津波警報が発表されない可能性がある津波への対応】
- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 【津波警報が発表されない可能性がある津波への対応に係る指摘事項への回答について】
- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 【津波警報が発表されない可能性がある津波への対応に係る指摘事項への回答について】（参考資料）
- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 【津波警報が発表されない可能性がある津波への対応に係る指摘事項への回答について】（参考資料のうち警報なし津波対応における対応手順と所要時間（高浜1，2号炉及び3，4号炉））

以上

